

# 長与町新図書館

## 基本構想・基本計画



令和4年9月

長与町教育委員会  
新図書館整備計画検討委員会

## はじめに

現在の長与町図書館は、旧役場庁舎を増改築した建物で、既に築60年以上が経過し、雨漏りが頻繁に発生するなど、著しく老朽化が進んでおります。

このような状況の中、長与町第10次総合計画の前期基本計画における「訪れたい、住んでみたい魅力的なまちづくりプロジェクト」の中で、「新図書館の整備推進」が位置づけられました。

今回、新図書館を整備するにあたり、令和3年7月、教育委員会に「新図書館整備計画検討委員会」を設置し、延べ11回の検討委員会を開催して、『長与町新図書館基本構想・基本計画』を策定いたしました。

本構想・計画では、新図書館の基本理念を「未来をひらくみんなの図書館～出会う・つながる・学びあう～」と掲げています。その具現化に向け、従来の静かな空間の中で、本や資料と出会い、学ぶという機能に加え、新図書館が人づくり・まちづくりを支援する地域の情報拠点となること、また人と人がつながり、学びあう生涯学習の拠点となること、さらには、町民が憩い、やすらぎ、楽しむ空間となることを目指してまいります。

新しい図書館が、「みんなに愛される図書館」となりますよう努めてまいりますので、皆様の変わらぬご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本構想・計画の策定にあたり、長期間にわたってご審議くださいました新図書館整備計画検討委員会をはじめ、町民ワークショップ、パブリックコメントにご協力くださいました多くの皆様に対し、心から厚くお礼申し上げます。

長与町教育委員会

教育長 勝本 真二

# 目 次

## I 基本構想

1. 基本構想の趣旨と位置づけ	
(1) 策定の趣旨	1
(2) 構想の位置づけ	2
2. 長与町の概況	
(1) 人口動態	4
(2) 生活圏	5
(3) 産業構造	5
3. 新図書館建設に至る経緯とその趣旨	
(1) 新図書館建設に至る経緯	6
(2) 新図書館建設の趣旨	8
4. 長与町図書館の現状と課題	
(1) 施設	9
(2) 運営	10
5. 新図書館の基本理念	
(1) 基本理念	15
(2) 目指す図書館の姿	16
6. 新図書館の整備基本方針	
(1) 新図書館の概要	18
(2) 新図書館の目指す未来像	19
(3) 新図書館の整備手法	26
7. 構想に基づく進行管理	
(1) 取組のスケジュール	26

## Ⅱ 基本計画

### 1. 基本計画の位置づけ

- (1) 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

### 2. 基本理念の具現化を目指した目標

- ◆ 未来をひらく・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- (1) 出会う・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- (2) つながる・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- (3) 学びあう・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

### 3. 蔵書管理

- (1) 開架冊数、蔵書構成・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- (2) 図書の新鮮度と適正な資料費の継続的な確保・・ 39
- (3) 貸出冊数と貸出期間・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- (4) 郷土資料、原爆被爆資料等の収集、保存、発信・ 41

### 4. ネットワーク

- (1) 町内施設とのネットワーク化・・・・・・・・・・ 41
- (2) 自動車文庫（ほほえみ号）でのサービス・・・・ 42

### 5. ボランティア

- (1) 図書館ボランティア・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- (2) 長与町図書館利用者友の会・・・・・・・・・・ 43

### 6. 賑わいのあるまちづくり

- (1) 地場産業、商業との連携・・・・・・・・・・ 44
- (2) 利用者増に向けての創意工夫・・・・・・・・・・ 44

## 7. 施設基本方針・規模

- (1) 施設の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 5
- (2) 施設に係るゾーニングについて・・・・・・・・ 4 6
- (3) ユニバーサルデザインに基づく環境の提供・・・ 4 7
- (4) サインの導入・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 8
- (5) フロアコンセプト・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 8
- (6) 必要スペースと延床面積・・・・・・・・・・・・ 5 1
- (7) 自然環境への配慮・・・・・・・・・・・・ 5 4

## 8. 管理運営

- (1) 職員体制、開館時間・・・・・・・・・・・・ 5 5

## 9. 施設整備

- (1) 憩いの場の創設・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 6
- (2) 複合施設としての運営体制の確立・・・・・・・・ 5 6
- (3) 災害時の避難所・・・・・・・・・・・・ 5 7
- (4) 町民の意見を反映した  
プロポーザル設計業務と住民参画・・・・・・・・ 5 7

# I 基本構想

## 1. 基本構想の趣旨と位置づけ

### (1) 策定の趣旨

長与町における図書館サービスは、昭和59年（1984年）7月に開始した自動車文庫「ほほえみ号」の巡回によって産声をあげました。

その後、役場庁舎の移転に伴い旧役場庁舎を改修し、平成元年（1989年）4月に長与町図書館として開館しました。

開館以来、「町民の教育の振興と文化の発展に寄与し、親しまれる図書館づくり」を目指して、図書資料・郷土資料・視聴覚資料等の収集・整備・提供・保存に努めてきました。

また、生涯学習の拠点として、新たな知識や情報を発信するとともに、一人一人の学びや各種団体等の活動を支えてきました。

しかしながら、開館から30年以上が経過した現在、施設の老朽化、閲覧・保管スペース等が狭くなるなど様々な課題を抱えており、新たな時代に必要とされる図書館に変革していくことは難しい状況にあります。

このような背景を踏まえ、平成26年（2014年）7月に「長与町立図書館整備基本計画書」が、平成27年（2015年）3月に「長与町新図書館基本構想」が策定され、新図書館建設に向けた取組が進められてきました。そして、令和3年（2021年）3月に策定された「長与町第10次総合計画」において、「生涯学習のシンボルとして、新しい図書館整備」が前期基本計画の目標として掲げられました。

本長与町新図書館基本構想は、「第10次総合計画」を受け、「身近な学習の場、交流の場を兼ね備えた新たな生涯学習の拠点となる新図書館づくり」を目指し、その基本的な考え方、完成までの様々な事項等について、その方向性を示すものです。

「知識基盤社会」と言われる現在、情報化、国際化、少子高齢化、価値観の多様化などを背景に、社会はめまぐるしい変化を遂げています。その中であって、「知の拠点」というべき図書館も、新しい時代に即した変革・拡充が求められています。

「長与町にふさわしい図書館とはどのようなものか」を根幹として、これからの図書館のあり方、果たすべき役割、進むべき方向性など、図書館の有するあらゆる可能性を探り、新たな時代における長与町図書館の姿を展望するため、この基本構想を策定しました。

## (2) 構想の位置づけ

### ① 長与町第10次総合計画

本町では、「第10次総合計画」において、まちの将来像を次のように掲げています。

人・緑・未来 つなぎ はぐくむ ながよ  
～幸福度日本一のまちをつくる～

そして、目指す姿を以下の3項目とし、多くの町民が幸福を実感できるような、住みたい、住み続けたい、住んでよかったと思われる「幸福度日本一のまち」を目指して様々な施策に取り組んでいます。

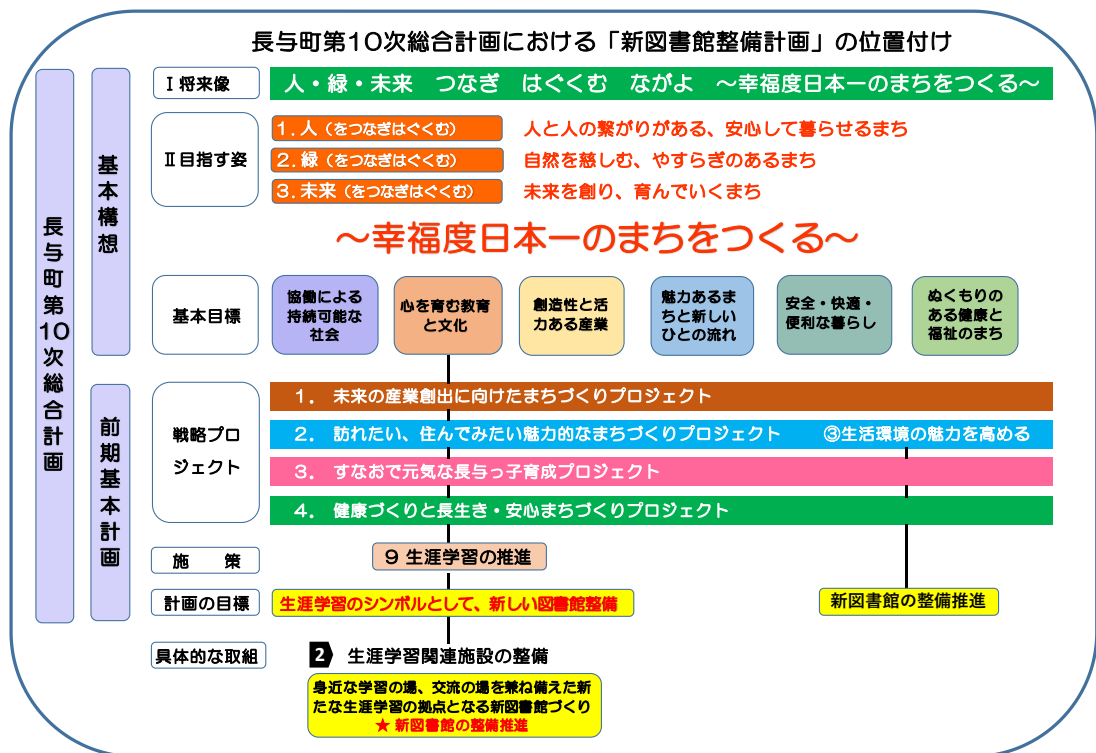
- 人（をつなぎはぐくむ）：人と人の繋がりがある、安心して暮らせるまち
- 緑（をつなぎはぐくむ）：自然を慈しむ、やすらぎのあるまち
- 未来（をつなぎはぐくむ）：未来を創り、育んでいくまち

特に、第10次総合計画の前期基本計画では、これを実現するため4つの戦略プロジェクトと42の施策を掲げています。

その中の「訪れたい、住んでみたい魅力的なまちづくりプロジェクト」において、「新図書館の整備推進」が位置づけられました。

また、基本目標「心を育む教育と文化」において、先に示した「生涯学習のシンボルとして、新しい図書館整備」「身近な学習の場、交流の場を兼ね備えた新たな生涯学習の拠点となる新図書館づくり」が主な施策として示され、新図書館整備に向けた取組を推進していくことが明確に位置づけられました。（下記の表参照）

さらに、本町においては、持続可能な開発目標（SDGs）と整合した施策展開も図っており、17ゴールの目標のうち、新図書館建設は目標4「質の高い教育をみんなに」が該当しています。



## ② 長与町第2期教育振興基本計画

「長与町第2期教育振興基本計画」は、上位計画である第10次総合計画の教育に関わる分野を担うものであり、教育基本法に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定されました。第2期教育振興



基本計画の取組に際しては、「『第10次総合計画』との整合性を図りながら、教育委員会のみならず、各所管と連携しながら施策の推進に努めます。」としています。第2期教育振興基本計画は、基本目標を「心を育む教育と文化の創造」とし、8項目の施策を掲げています。

その中の「生涯学習の推進」において、努力目標「学びあう心を育てる生涯学習の推進」を掲げ、「誰もが居場所と役割を持つことができる『生涯活躍のまち』を実現するため『生涯学習のまちづくり』を進める」ことを目指しています。

そして、「生涯学習関連施設の整備」に関わる主な取組として「新図書館の整備推進」が位置づけられています。

「第10次総合計画」「第2期教育振興基本計画」双方に位置づけられたことにより、「新図書館の整備推進」が図られていくこととなります。



左から、

- ・長与町新図書館基本構想（平成27年3月）
- ・長与町立図書館整備基本計画書（平成26年7月）
- ・長与町第2期教育振興基本計画（令和3年3月）
- ・長与町第10次総合計画（令和3年3月）

## 2. 長与町の概況

### (1) 人口動態

長与町は、長崎市とのアクセスのよさから、自然豊かで住みよいベッドタウンとして、昭和40年（1965年）頃から急激に発展し、約40年後の平成14年（2002年）には人口は3.5倍の42,000人に達しました。その後、平成16年（2004年）7月末の42,951人をピークに、平成17年（2005年）頃から横ばいとなり、若者を中心とした県外への転出超過などから減少に

転じました。令和4年(2022年)3月末現在の人口は40,614人で前年同月に比べ507人減少しており、高齢化率は令和4年(2022年)3月末現在、27.8%でこの10年間においては、毎年少しずつ上昇しています。

今後、こうした人口減少と高齢化が進むことが予想され、国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成30年(2018年))によると、新図書館開館20年後の令和29年(2047年)の人口は約33,756人、高齢化率は約40%になると予想されており、人口減少を見据えた公共サービスの検討が求められます。

## (2) 生活圏

本町は、隣接する長崎市や時津町と一体となった生活圏が形成され、令和2年(2020年)国勢調査によると、通勤者のうち町内は34.8%であるのに対し、長崎市へ46.7%、15才以上の通学者も町内40.4%に対し、長崎市へ46.9%となっています。

このように、長崎市と経済・生活圏を共にする長与町及び時津町は、平成28年(2016年)、広域連携により持続可能な地域社会を形成していくため、長崎広域連携中枢都市圏の連携協約を締結し、1市2町の限られた財源や地域資源などを活用し合いながら、圏域全体の経済成長、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上を目指す各種の取組を開始しました。

図書館に関しても、圏域の住民には図書貸出カードの発行を行い、それぞれの図書館が所蔵する蔵書資料(電子書籍を除く)を圏域の住民が利用できる、ほぼ同一のサービスを提供しています。

## (3) 産業構造

本町の就業人口は、サービス業を中心とする第3次産業が全体の8割近くを占め、その割合が年々高まりつつあります。令和2

年（2020年）国勢調査によると、第1次産業が2.7%、第2次産業が18.1%、第3次産業が79.2%となっています。

### 3. 新図書館建設に至る経緯とその趣旨

#### (1) 新図書館建設に至る経緯

現図書館の老朽化に伴い、教育委員会では、平成24年（2012年）7月に「長与町立図書館整備計画検討委員会」を立ち上げ、長与町図書館のあるべき姿について、延べ28回の協議・検討を行い、その検討結果を平成26年（2014年）7月に「長与町立図書館整備基本計画書」として策定し、教育長に答申しました。

また、町長は、平成25年（2013年）2月に長与町総合開発審議会に、「長与町コンパクトシティ構想の策定について」を諮問し、附属の専門部会「長与町コンパクトシティ構想推進委員会」での学識者・有識者による調査・検討・議論を経た後、同年11月に答申を受けています。その中で、公共施設の適正配置による中心市街地の活性化が主要なテーマになっており、コンパクトシティ構想の中核施設として新図書館が位置づけられています。

そして、検討の結果、榎の鼻土地区画整理事業地内保留地と長崎西彼農業協同組合長与支店用地の2か所を建設候補地として推薦しています。それを受け、平成26年（2014年）3月議会における施政方針で町長は、榎の鼻土地区画整理事業地内保留地を建設候補地とする最終表明を行いました。

以上のような経緯を踏まえて、町は同年7月に新図書館建設への第一歩として「基本構想（平成27年版）」の策定を行うこととし、正式にプロジェクトチームを発足し具体的な検討に着手しました。その後、策定のため12名の外部委員で構成された「基本構想策定委員会」を発足し、基本構想について様々な角度から検討を行い、平成27年（2015年）3月に「長与町新図書館基本構想」として策定し、町長に答申しました。

答申を受け、町は大型の公共事業の進捗状況を踏まえ、「新図書館基本構想」を参考にしながら検討を進め、平成28年（2016年）3月、議会の議決を得て、榎の鼻土地区画整理事業地内に約1万㎡の建設予定地を先行取得しました。

大型の公共事業に一定の目処がついた令和3年（2021年）7月、教育委員会は「新図書館整備計画検討委員会」を設置し、令和9年（2027年）4月の新図書館開館に向けて具体的な作業に着手しました。また、令和3年（2021年）12月議会の全員協議会において、町長より「図書館と健康センターを複合施設として整備する方向性」が示されたことから、検討委員会においては、複合施設の図書館としての在り方を念頭に検討を進めることとなりました。

### 新しい図書館をめぐる動き

時期	具体的な事柄など
H24.7	教育委員会内に「長与町立図書館整備計画検討委員会」を設置
H25.11	総合開発審議会が、新図書館の建設候補地に関して答申 ○榎の鼻土地区画整理事業地内保留地 ○長崎西彼農業協同組合長与支店用地
H26.3	町長が、榎の鼻土地区画整理事業地内保留地を図書館建設予定地とすることを表明
H26.7	「長与町立図書館整備計画検討委員会」が教育長に「長与町立図書館整備基本計画書」を答申
H26.10	政策推進課に、「長与町新図書館基本構想策定委員会」（有識者）を設置
H27.3	「長与町新図書館基本構想策定委員会」が町長に「長与町新図書館基本構想」を答申
H28.3	榎の鼻土地区画整理事業地内保留地を図書館建設用地として先行取得
R 3.7	生涯学習課に「新図書館整備計画検討委員会」を設置
R 3.12	町長が、12月議会の全員協議会において図書館と健康センターを複合施設として整備する方向性を表明
R 4.4	新図書館整備に向けた第1回町民ワークショップを開催
R 4.7	新図書館整備に向けた第2回町民ワークショップを開催（書面開催）

## (2) 新図書館建設の趣旨

近年のデジタル技術の発展やグローバル化、人口減少や少子高齢化など、私たちを取り巻く社会の状況は、これまでにない速さで変容しています。それに伴う社会構造の変化や技術革新への対応、地域課題への対応など、図書館のあり方が大きく問われる時代になりました。

図書館は、乳幼児から高齢者まですべての人の「読みたい」「聴きたい」「学びたい」といった思いに応え、一人一人の知的好奇心や学ぶ意欲を支える施設です。

また、学んだものを分かち合ったり、発信したりする場を提供し、それぞれの活動を一層充実・発展させることも重要な役割です。

さらに、地域文化の振興や子育て、健康問題等への対応など、町民の暮らしや地域コミュニティづくりを支援する場でもあります。

本町においては、第10次総合計画に掲げられた「まちの将来像」実現に向けて、「子育て」「教育」「健康づくり」を施策の柱に据え、町民一人一人が手を取り助け合い、互いに尊重しながら、自分らしい暮らしを続けることができる地域社会づくりへの取組が進められています。

町の施策や社会状況等を踏まえ、先に記した図書館のあるべき姿を自覚するとともに、さらに、次のような取組を強化する必要があります。

○図書館は、その空間をいかし、「人と本」「人と情報」「人と人」の出会いを支える地域の情報拠点であり、また、図書館に集う様々な人に「憩い」や「やすらぎ」を提供するなど、心地よい場を作る拠点となる。

○一人一人が、あるいはグループ等が課題とする「子育て」「教育」「健康づくり」などの解決に向けた情報提供・資料収集に取り組むと共に、一緒に考えたり、行動したりするなど、人と人のつながりを創り出す拠点となる。

○町の歴史を知り、地域の文化を継承するとともに、一人一人が描く自分の未来や町の未来を話題にしたり、実現に向けて活動したりする場を創り出すなど、活気あるまちづくり創造の拠点となる。

長与町新図書館は、以上述べてきた図書館としての役割を具現化し、真の「生涯学習の拠点」として機能することにより、町の魅力をより一層向上させ、興味を持つだけでなく移住したくなるまち、今住んでいる人もずっと住み続けたいくなるまちづくりの一翼を担いたいと思います。

## 4. 長与町図書館の現状と課題

### (1) 施設

現建物は、昭和33年（1958年）に建設された旧役場庁舎を増改築した鉄筋コンクリート造りと、増築した鉄骨造りの建築物で、役場庁舎移転後の平成元年（1989年）に1階・2階を図書館、3階を健康センターとして開館しました。その後、平成16年（2004年）4月に健康センターが移転し、平成23年（2011年）4月から全館を図書館として利用しています。

施設の現状は、雨漏りが頻繁に発生するなど老朽化が顕著であり、中でも、鉄筋コンクリート造り部分はずでに築64年余が経過しています。

1階は開架室、事務室、書庫など537.5㎡、2階は閲覧室、会議室、和室など635.4㎡、3階はホール、会議室など49

3. 4 m<sup>2</sup>、延床面積1,666.3 m<sup>2</sup>となっていますが、増改築した3階建の建物であることから、図書館としては利活用しづらく、延床面積に対する利活用面積の割合は高くありません。

建物の構造上、荷重がかかる開架スペースを1階に限定せざるを得ないことから、開架スペース(279.52 m<sup>2</sup>)は狭く、日本図書館協会が掲げる基準値からすれば、蔵書冊数、開架冊数ともに大幅に少ない状況です。また、駐車区画数も、玄関側4台のほか隣接する長与町公民館と併用のため少なく、車での来館者は不便を強いられています。

そのため、新図書館整備計画では十分な開架面積や駐車場の確保はもとより、近代・未来の図書館に求められる設備と機能を備えた施設構成が求められます。

## (2) 運営

### ① 職員数

現図書館は、館長、司書4名、司書補助員5名の10名体制となっています。

日本図書館協会が示した算定方法によると、長与町の推定人口規模で新図書館の職員数を想定した場合は16人となり、この数値を目安としながら、町民サービスに必要な人員の確保とシステムの導入を検討しなければなりません。

### ② 開館時間・開館日

開館時間は、10時から18時となっており、多くの公共図書館が採用している時間帯です。しかしながら、開館及び閉館時間ともに、町民の多様な生活時間等に配慮し、変更することも検討しなければなりません。休館日は、蔵書整理等で年間約80日となっていますが、できるだけ少なくする方向で考え、人員や運営方法を工夫していく必要があります。また、休館日であっても、新聞等を読むスペースの開放などを考える必要もあります。

### ③ 貸出方法

貸出方法は、バーコードラベル読取式を採用していますが、今後の利用者数、貸出数、資料数の増加を考慮し、更なる事務の効率化を図る必要があります。最近の多くの図書館で導入している I C チップは、貸出のデータ処理・蔵書管理等に効果的であり、自動貸出機や自動返却機の運用ができることから、新図書館では採用の方向で検討する必要があります。

現在、国ではマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が導入されており、I C チップ内蔵のマイナンバーカードが交付されています。総務省は、I C チップの空き領域を各自治体で条例化することにより図書カードとしても利用可能としています。1枚のカードで複数の図書館を利用することができるようになれば、利用者の利便性の向上につながります。今後、長崎市・時津町との長崎広域連携中枢都市圏ビジョンでの連携を図りながら、制度の動向を見極めて、新図書館での活用について検討する必要があります。

また、町内各地域にある公民館とのネットワーク化を図り、図書館まで来館できない方々の利便性を考慮する必要があります。

### ④ 貸出対象

貸出対象は、町内在住者、町内に勤務・通学している人、及び長崎広域連携中枢都市圏域内の長崎市・時津町の住民、並びに隣接市の諫早市の住民としています。

なお、電子書籍については、町内在住者及び町内に勤務・通学している人となっています。

### ⑤ 貸出冊数及び期間

現在の貸出冊数及び貸出期間は、図書等と視聴覚資料を合わせて、一人25点以内であり、うち雑誌5冊以内、C D ・カセット3点以内、ビデオ・D V D 2点以内、15日以内です。また、小



中学校や保育所（園）、児童館、公民館などへ団体貸出を行っており、50冊以内で、原則1か月としています。

なお、電子書籍は、一人2点以内、15日以内となっています。

## ⑥ 蔵書構成

蔵書数は、令和4年（2022年）3月末現在、一般書43,892冊、児童書28,568冊、視聴覚資料が3,533点で総計75,993点、電子書籍2,839点となっています。日本図書館協会の人口推計による算定蔵書数は、約19万冊であり、目安として重要視しておく必要があります。

また、蔵書構成については、町民の要望を反映させる必要があります。多種多様なニーズに対応するためには、多岐にわたる蔵書を揃えることも必要ですが、他図書館とのネットワークを駆使し、相互貸借による資料提供の充実を図ることにより、専門的な図書の利用にも対応しなければなりません。

町立図書館として、町の施策や社会状況に対応した図書の充実を考えていくことも役割のひとつです。農業、特に柑橘・オリーブ・ブルーベリーなどの果樹関係や高齢者の健康、また、子育て、介護、災害などに特化した図書コーナーの設置なども必要だと考えます。町民のニーズを充分に取り入れ、それに応え得る蔵書構成を目指すことが必要です。

## ⑦ 郷土資料・原爆被爆資料

長与町の歴史については町史や郷土史があります。また、長与町は、原爆投下時に救護所が設置され、その悲惨な状況の中で多くの方が亡くなり、また多くの町民も被爆しました。原爆の悲惨で残酷な惨状を後世に伝え、恒久平和を願う町民の思いを発信していくことも図書館の使命だと考えます。

しかしながら、こうした町の歴史や遺物・災害などの郷土資料や被爆資料をまとめて展示する場所が現在はありません。新図書

館を建設するこの機会に、改めて長与町の歴史に対する取組を再構築し、展示・公開できるコーナーを設ける必要があります。小中学生を始め多くの町民に、長与町の正確な歴史を伝えていかなければなりません。

## ⑧ 利用状況

人口一人あたりの貸出数は、令和4年（2022年）3月末現在、5.48冊（電子書籍を除く。）となっており、年々増加傾向にあります。平成27年（2015年）8月から開始したブックスタート事業により親子での来館者が増え、児童書の貸出冊数が大幅に増加したこともひとつの要因と言えます。登録者数は、令和4年（2022年）3月末現在、15,736人（人口の38.7%）となっていますが、令和2年度の実利用者数は、3,650人程度（人口の9%）と少なく、新図書館の開館をきっかけとして、さらに多くの町民が利用できるように、創意工夫をしていくことが大きな課題と言えます。

また、令和2年（2020年）12月1日に導入した電子図書館により、来館しなくても、いつでも、どこでも本が読める環境が整いました。令和4年（2022年）3月末現在、1,216人が登録しています。今後は、電子図書利用者層の把握に努め、ニーズに応じた選書に努めることが必要です。

## ⑨ サービス

図書館開館以前に産声をあげた自動車文庫「ほほえみ号」は、町内に12か所あるステーションを2つのコースに分け、各コースを月2回巡回しています。積載冊数は約1,500冊であり、年間48回のサービスで1日平均約14人、76冊（令和3年度）の利用となっています。さらに、各種イベント等で「ほほえみ号」をアピールし、周知を図っていく必要があります。

館内を中心とした定期的な活動としては、おはなし会や毎月の

テーマに基づく館内展示、ホームページ、広報ながよ、図書館通信などによる新着資料のPR、ブックスタート事業や、ブックリサイクルなどがあります。また、人形劇公演や図書館まつりなども行っています。その他に、グループ活動の登録をしている10の団体やボランティアの会があり、図書館運営に一翼を担っています。

新図書館では、これらに加えてレファレンスサービス※及びレフェラルサービス※の充実や、高齢者・社会的弱者に対する大活字本・録音資料等をさらに充実させていく必要があります。加えて、図書館と町内の公民館を結ぶネットワークの構築についても検討が必要です。

また、誰もが気軽に集える図書館となるために、各種講座や講演会などにも活用できるフリースペースやホール、カフェ等を併設することで、多くのニーズに応える施設となることが期待されます。

※レファレンスサービス→図書館に情報を求めてきた個々の利用者に対して行うサービスで、「調べもの・探しもの、お手伝いします」というもの。

※レフェラルサービス→利用者の要求するテーマに関する情報源（人、機関等）を知らせるサービス。



ほほえみ号を利用している親子



図書館まつり「どんぐりむらパネル展」

## 5. 新図書館の基本理念

### (1) 基本理念

未来をひらく みんなの図書館  
～ 出会う・つながる・学びあう～

長与町新図書館は、「憩い・やすらぎの場」として、「知の拠点」「交流の拠点」「未来創造の拠点」として、人づくり・まちづくりに深く関わることを期待されています。

その役割をしっかりと見据え、「長与町のシンボル」として、また「生涯学習の拠点」として、この町に生きるすべての人の未来をきりひらく礎とならなければなりません。町民一人一人が、「長与の図書館は、未来をひらく わたしたちの図書館です。」と、自信と誇りをもって言える「魅力あふれる図書館」づくりが求められているのです。

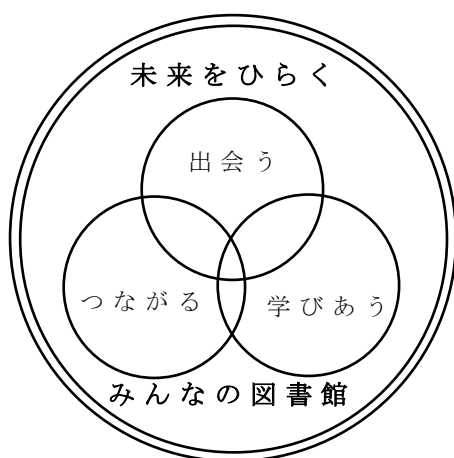
わたしたちの未来をひらく図書館は、気軽に立ち寄ることができる親しみやすい場所であり、くつろぎの場、自らを磨く場、仲間と関わる場でもあります。そして、様々な思いを胸にここを訪れる人たちにとって、とても大切な場所です。

- ここに来ると、未来への展望を描き、歩を進めることができる。
- ここに来ると、本や仲間との出会いがあり、語り合い、学び合いが始まる。
- ここに来ると、人と人のつながりが生まれ、その輪が広がり、学びが深まる。
- そして、なにより、ここに来ると楽しい。心やすらぎ、また来たくなる。

そんな魅力あふれる図書館を、町民のみなさんと一緒になって

創っていきたいと願い、基本理念を左記のように描きました。

## (2) 目指す図書館の姿



未来をひらく図書館は、「出会う」「つながる」「学びあう」をキーワードにした取組が、それぞれ独立して、あるいは関わり合いながら創られていきます。

また、「未来をひらく」というキーワードを基にした取組が、独立して、あるいは3つの取組と関わり合いながら創

出されます。

そして、みんなで考え、みんなで動き、みんなで創り続けていくことで、真の「みんなの図書館」になっていきます。

そのような目指すべき図書館の姿を下記のように描き、具現化に取り組みます。

### 未来をひらく

☆未来をひらき、地域の文化を育む「人づくり・まちづくり」を支える図書館

○町の未来を託す子どもたちや現在の担い手である大人たちが、互いの夢や未来を語り合ったり、実現に向けて行動するなど、共に歩み共に育つ「まちづくり創造の拠点」とします。

○地域の文化を継承し、長与町のさらなる発展に寄与する「郷土資料」「行政資料」「地域情報」等の収集・保存・提供・発信に努めます。

## 出会う

☆地域の情報拠点として、「人と本」「人と情報」「人と人」の出会いを支える図書館

- あらゆる人の求めに応じ、必要な資料や情報を提供するなど、多世代が出会う地域の情報拠点として、様々な出会いを支えます。

## つながる

☆世代を超えた居場所づくりと交流により、新しいつながりを生み出す図書館

- 乳幼児から高齢者まで、すべての人が「憩い・やすらぎ・楽しむ」といった交流の場を提供し、新たなつながりを生み出します。

## 学びあう

☆「知りたい」「分かりたい」「解決したい」といった知的好奇心を刺激し、創造と学びを支える図書館

- 一人一人の要望や課題解決に向けた相談に適切に応じ、必要な資料や情報を提供します。
- 課題解決に向けてグループの中で考え、共に学び共に行動するといった、学びあいの場を創出します。
- 知的好奇心を刺激する多様な資料や情報の収集・整備・提供に努め、創造と学びを支えます。

## 6. 新図書館の整備基本方針

### (1) 新図書館の概要

#### ① 建設場所

新図書館建設予定地は、次の町有地とします。

所在地	地目	地籍	所有者	備考
北陽台一丁目4番1	宅地	6,429.25 m <sup>2</sup>	長与町	平地
北陽台一丁目4番3	宅地	1,408.10 m <sup>2</sup>	長与町	平地
北陽台一丁目4番4	宅地	591.90 m <sup>2</sup>	長与町	進入路
北陽台一丁目4番2	雑種地	1,966.00 m <sup>2</sup>	長与町	法面
計 4筆		10,395.25 m <sup>2</sup>		

※法面と進入路を除く平場面積は、7,837.35 m<sup>2</sup> (2,370 坪)

当地は、長与町が組合施行の土地区画整理事業地内の保留地を新図書館用地として購入したもので、長与町役場や現図書館、長与町公民館、長与小学校などの公共施設や教育施設が位置する中心市街地に近接し、土地区画整理事業により整備された北陽台団地の小高い一角に位置します。

計画地を囲むように、北側隣地には医療機関が、西側道路を挟み保育園と学童保育、さらに西側には長崎北陽台高等学校が位置し、町道西高田線を挟む南側には大型商業施設が賑わいを見せています。



ドローンによる空撮写真

## ② 健康センターとの複合施設整備

複合施設のメリットとして、相乗効果の他に、延床面積の抑制や建設コストの削減、維持管理費の削減などが考えられます。

新図書館を整備・更新するにあたり、複合施設を含め、あらゆる可能性について全庁的に協議され、「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」に基づき、同じように老朽化が進んで、更新が必要な健康センターとの合築が模索されました。

そして、令和3年(2021年)12月議会での「図書館と健康センターとの合築」の方針を受け、本構想は複合施設を念頭に、合築がもたらす相乗効果を最大限発揮できる施設整備計画を進めます。

交流や憩いの場、情報発信の場、問題解決の場といった生涯学習の拠点となる整備はもとより、本来の図書館機能や健康センター機能に加え、複合化することで、健康診断等により来館した方が図書館を利用するなど、図書館利用者が増加することが見込まれます。

さらに、災害時における避難場所としての機能も発揮できる施設として整備する必要があります。

### (2) 新図書館の目指す未来像

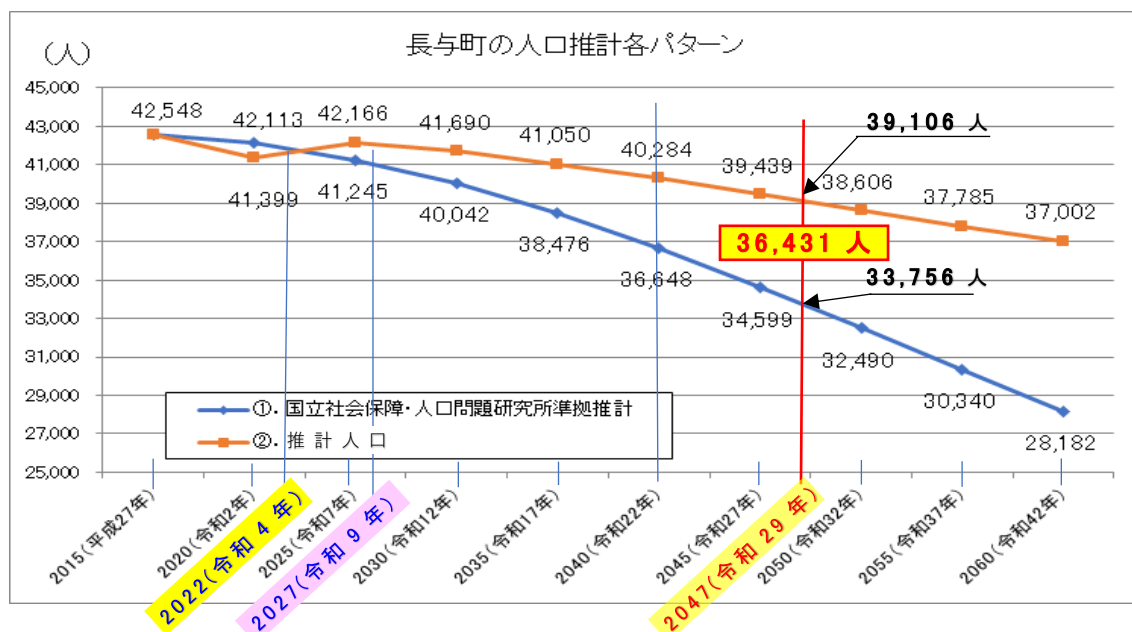
#### ① 将来人口の推計

長与町の人口は、平成16年(2004年)7月末の42,951人をピークに若干の増減を繰り返しながら減少傾向にあります。

国立社会保障・人口問題研究所による推計では、長与町の人口は令和22年(2040年)には36,600人程度を保持しますが、その後も緩やかな減少が続くとされています。

一方、第10次総合計画においては、移住・定住施策の更なる展開や、子育て環境の充実に伴う出生率の向上に努めることにより、同年で40,300人程度を維持するとしています。(グラフ参照)





(資料) 国立社会保障・人口問題研究所標準推計及び長与町役場政策企画課作成  
(各年 10 月 1 日)

新図書館整備基本計画の指標とする推計人口は、人口減少予測をもとに過大規模とならないよう開館 20 年後の令和 29 年(2047 年)の二つの推計値の中間値を採用し、36,000 人とします。

## ② 目標とすべき新図書館の適正規模

上記の推計人口を基に、日本図書館協会が策定し公表している「公共図書館の任務と目標」の「図書館システム整備のための数値基準」から、「延床面積」「蔵書冊数」「開架冊数」「資料費」「年間増加冊数」「職員数」をそれぞれ算出し、その基準値と現状とを比較すると次のとおり(表-I)となります。

表 - I

	推計値 ※令和 29 年 10 月 36,000 人	現状 令和 3 年度末 40,614 人	推計値比	現状と 推計値 との差
延床 面積	2,535 m <sup>2</sup>	1,666 m <sup>2</sup>	65.7%	869 m <sup>2</sup>
蔵書 冊数	193,510 冊	75,993 冊	39.3%	117,517 冊
開架 冊数	123,963 冊	70,000 冊	56.5%	53,963 冊
年間 資料費	26,827,000 円	4,300,000 円	16.0%	22,527,000 円
年間 増加 冊数	14,528 冊	-233 冊	—	14,761 冊
電子コ ンテン ツ数	—	2,839 タイトル	—	—
職員数	16 人	10 人	62.5%	6 人

※推計値は日本図書館協会 図書館特別委員会が、自治体の人口に基づき図書館規模を算定する方法(2004(平成16)年3月改訂版)として示したものの。人口段階別の貸出密度(貸出冊数÷人口)の上位10%の自治体の実績値を、達成すべき基準値として定義している。

この推計値は、日本図書館協会が全国の図書館での貸出密度上位10%の実績値を、達成すべき「基準値」としているものです。新図書館を整備するにあたっては、この基準値を目標として、別に策定する基本計画で各々を定めるものとします。

次に、長与町の推計人口36,000人と同等規模の人口を有する全国の町立図書館(10館)の現状を次の表-IIにまとめてみました。この表からも、長与町の蔵書数などが少ないことがわかります。

表 - II

図書館名	延床面積 (㎡)	奉仕人口 (人)	職員数 (人)	蔵書数 (千冊)	年間資料費 (千円)
広陵町立	2,905	35,100	12	302	14,268
藍住町立	1,122	35,300	8	155	7,294
西原町立	3,217	35,500	10	178	1,857
利府町	1,204	36,100	17	39	8,000
玉村町立	1,330	36,300	16	190	11,439
宇美町立	1,984	37,400	17	155	9,554
精華町立	2,286	37,300	18	208	10,995
津幡町立	1,596	37,600	7	141	7,655
蟹江町	2,639	37,800	16	147	10,617
函南町立	2,162	37,700	16	136	6,296
<b>10館平均</b>	<b>2,045</b>	<b>36,610</b>	<b>14</b>	<b>165</b>	<b>8,798</b>
<b>長与町</b>	<b>1,666</b>	<b>41,600</b>	<b>10</b>	<b>73</b>	<b>6,057</b>

※日本の図書館 統計と名簿 2021 (日本図書館協会) より引用

### ③ 蔵書規模

人口を36,000人とした場合、蔵書数は、約19万冊が必要であるとの推計になります。ただし、開館当初から揃えるのではなく、当面は一定の水準を保ちながら、将来的に目標の実現を目指すことが現実的な手法だと考えられます。

まずは、令和9年(2027年)開館にあわせて、蔵書数10万冊を目標にしながら計画的に購入していく必要があります。

これらのことから、蔵書規模は、人口推移や施設規模などの状況を見ながら基準値に検討を加え、より現実的な規模とすることが求められます。以上の点を考慮した蔵書規模については、基本計画の中で記すものとします。

#### ④ 施設規模

新図書館の施設規模は、②表-Iの推計値から、延床面積約2,500㎡となりますが、現在、多くの自治体の財政状況は非常に厳しく、行財政改革・歳出抑制・人件費の削減などによる努力が求められています。長与町においても例外ではなく、図書館建設や維持管理費が及ぼす財政への影響を考慮しなければなりません。そのためには、将来負担のシミュレーションを作成すると同時に、建設にあたっては、事業費の最高限度額を設定し、その範囲内で事業を計画することが必要となります。

財政上無理のない範囲での事業とし、後世に過度な負担を残さないために、必要最小限の財源で最大の効果を得るような施設建設を進めていく必要があります。

#### ⑤ 運営体制

図書館と健康センターの複合施設は、公設公営での整備及び運営で進められます。新たに設けられる共用スペースの管理方針は決まっていますが、新図書館に関する業務は、教育委員会の所管事務となります。

また、将来人口の推計値から求められる職員数は16人となります。町民サービスに必要な人員の確保とシステムの導入は必須であると考えます。しかしながら、人件費の増大は、維持管理費の増に直結し、資料費等に大きな影響が生じてきます。貸出及び返却については、自動貸出機や自動返却機の導入によりできる限り自動化を進め、その他の面でも可能な限り効率化を図っていく必要があります。

## ⑥ 機能イメージ

### ア. 『場』としての図書館

(「貸出型」から「滞在型」「課題解決型」へ)

自宅や職場・学校でもない第三の居場所(サードプレイス)、「滞在型」の図書館として、資料を選んで借りて帰るだけでなく、静かに読書ができる居心地の良い空間や、親子連れで楽しめるような空間を設置することで、長時間の利用が可能となります。

木の香りが漂う館内には十分な閲覧席を確保し、フリーWi-Fi環境が整ったコワーキングスペース\*や、「遊びラウンジ」と呼ばれるプレイルームを併設することで、図書館で自分の仕事をしたり、親子で絵本・遊具で楽しむことができるようになります。

この際、留意すべき点として「静かな空間」と「賑わいのある空間」をどのように分けるかが課題となります。図書館には、静かに読書する静寂な空間はもちろんのこと、これからは、親子連れで楽しめるような賑わいも取り込んでいくことが必要です。図書館の利用が多様化する中で、この「音のゾーニング\*」も重要な視点となります。

また、「課題解決」も、図書館の担うべき役割として、その重要度が高まっています。子育て、教育、仕事、健康・医療、法律等に関する資料を多数揃えることで、住民の課題解決の一翼を担うことができます。

加えて、図書館の今後の在り方については、令和2年(2020年)から世界的に流行し、社会に大きな影響を与えている新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための生活様式の動向も踏まえ、検討していく必要があります。

※コワーキングスペース→仕事をする共有型のオープンスペース

※ゾーニング→空間を分けること

## イ. 資料のデジタル化

スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、書籍の電子化についても広がりが見られます。本町でも、令和2年（2020年）12月に「ながよ電子図書館」を導入しました。図書館に来館することなく24時間利用が可能であることに加え、運営側にとっても、延滞がないことや、貸出・返却等にかかる事務を省略できるメリットがあります。また、新生活様式への対応という観点からも、図書館を訪れることなく、資料を利用できるメリットは大きいと考えられます。

今後、資料のデジタル化は電子書籍の分野にとどまらず、保存にコストがかかる地域資料のデジタル化についても積極的に取り組んでいく必要があります。貴重な郷土資料のみならず、小中学校の校歌や昔話といった音声データ、原爆体験の語り部、郷土芸能大会の動画データなど、郷土に関する様々な情報をデジタル化したうえで公開するなど、資料のデジタル化を進める必要があります。

## ウ. まちの活性化に寄与する図書館

新図書館においては、カフェの併設、オープンスペースを利用したマルシェ、建物を利用したドライブシアターや光のファンタジー等のイベント開催など、官民が、資金・技術・経験・ノウハウを「連携」という形で集合し、賑わいのある施設を作り出すことも可能となります。不特定多数が訪れるという特徴を持った図書館が、まちの活性化にどのように貢献するかについても考えていく必要があります。

### (3) 新図書館の整備手法

#### ① 複合施設としての整備

新図書館については、「長与町健康センター」との複合施設として整備します。複合施設整備に係る事務は、令和4年(2022年)4月に、企画財政部政策企画課内に設置された「新図書館等建設係」が行います。

整備計画を進めるにあたり最も重要となる設計者の選定については、公募型プロポーザル方式による契約が予定されています。プロポーザル方式は、設計者を選定し、発注者と設計者との共同作業により設計を進めるため、発注者(町民)側の意見・要望が反映された質の高い設計が可能となることから、本基本構想や基本計画で求める図書館像の具現化が期待されます。

#### ② 情報発信

町民がいつでも自由に利用できる図書館の整備計画は、行政だけではなく利用する町民との協働によって創り上げなければなりません。令和3年(2021年)7月に発足した「新図書館整備計画検討委員会」での審議事項を長与町図書館ホームページ「新図書館プロジェクト」で公開しています。今後も広報誌やホームページなどで公開していくとともに、町民ワークショップの開催など、町民の意見を取り入れながら図書館づくりを進めます。

## 7. 構想に基づく進行管理

### (1) 取組のスケジュール

新図書館の建設に際しては、その完成までの計画を細部にわたるまで検討し着手しなければなりません。令和9年(2027年)4月開館までのスケジュールを次のとおり予定し、準備を進めていきます。

年 月	業 務	備 考
令和 3 年 7 月	新図書館整備計画検討委員会設置 第 1 回新図書館整備計画検討委員会	委員 14 名
9 月	第 2 回新図書館整備計画検討委員会 (伊万里市民図書館視察)	
12 月	第 3 回新図書館整備計画検討委員会	
令和 4 年 3 月	第 4 回新図書館整備計画検討委員会	
4 月	新図書館等建設係設置	企画財政部 政策企画課
	第 5 回新図書館整備計画検討委員会 新図書館整備に向けた第 1 回町民ワークショップを開催 (基本構想について)	
5 月	第 6 回新図書館整備計画検討委員会 (「長与町新図書館基本構想」承認・決定)	
6 月	第 7 回新図書館整備計画検討委員会	
7 月	第 8 回新図書館整備計画検討委員会 (天草市複合施設視察)	
	第 9 回新図書館整備計画検討委員会 新図書館整備に向けた第 2 回町民ワークショップを開催 (基本計画について) ※書面開催	
8 月	第 10 回新図書館整備計画検討委員会 パブリックコメントの実施	
9 月	第 11 回新図書館整備計画検討委員会 (「長与町新図書館整備基本計画」承認・決定)	
10 月	第 12 回新図書館整備計画検討委員会	
11 月	第 13 回新図書館整備計画検討委員会	
12 月	第 14 回新図書館整備計画検討委員会	

※本スケジュールは、社会情勢や本町の都合により変更されることがあります。



令和5年以降の新図書館整備計画検討委員会の開催については未定のため省略

年 月	業 務	備 考
令和5年1月	公募型設計プロポーザル公告	
2月	参加資格審査	
3月	提案応募締切り 審査委員会 最優秀提案者・優秀提案者の決定	
4月	建築基本設計着手	
6月	建築基本設計修正作業	
7月	複合施設整備に向けた町民ワークショップを開催	
11月	建築基本設計完成	
令和6年1月	愛称募集	
2月	愛称決定	
8月	建築実施設計完成	
10月	複合施設建設工事入札	
令和8年9月	複合施設完成	
10月	図書館システム更新契約	
	蔵書・備品等搬入	
令和9年4月	複合施設（新図書館・健康センター）開館	

※本スケジュールは、社会情勢や本町の都合により変更されることがあります。

## Ⅱ 基本計画

### 1. 基本計画の位置づけ

#### (1) 計画の位置づけ

「長与町新図書館基本計画」では、「Ⅰ 基本構想」をもとに、新図書館が従来の静かに資料と出会う・学ぶという機能に加え、人づくり・まちづくりを支援する地域の情報拠点となること、また、町民が憩い、やすらぎ、楽しむ空間となることを目指し、実現するための目標や具体的取組、蔵書管理、施設設備、管理運営等のあり方などを示します。

### 2. 基本理念の具現化を目指した目標

未来をひらく みんなの図書館  
～出会う・つながる・学びあう～

基本理念の具現化を目指す図書館の姿として、次の目標を設定し進めていく必要があります。

#### ◆未来をひらく

町民一人一人や、長与町の未来をひらく図書館は、以下に示す「出会う」「つながる」「学びあう」という3つのキーワードをもとにした具体的取組により創り出されていきます。

その取組により、新図書館が町民の知を育み、本に親しみ、探究心や好奇心に応える身近な学習の場として、また、未来を託す子どもたちと大人たちがふれ合ったり、互いに夢や未来を語り合ったりするなど、未来をひらく場として活気や賑わいにあふれる「生涯学習のシンボル」、ひいては「まちづくり創造の拠点」とならなければなりません。

長与町の未来をひらいていくためには、過去を知り、今を学ぶことが大切です。そのために、町の歴史や継承されてきた文化等の郷土資料、まちづくりに係る行政資料・情報等の提供・発信は欠かせないことであり、その収集・保存に積極的に取り組むことが必要です。

## (1) 出会う

### 必要な資料や情報を提供する情報拠点

#### ①資料の収集、整備、保存と迅速な提供

- 町民の要望や社会の要請を的確に把握した資料や、あらゆる年齢層を考慮して選書した資料を収集、提供します。
- 所蔵していない資料は、購入あるいは長崎県立長崎図書館や県内公立図書館等との相互貸借を積極的に活用し、提供します。
- 町内小中学校や公立公民館等との蔵書情報の共有化を図り、より良い貸出システムを構築します。
- 紙媒体の資料とともに、電子書籍、CD、DVDなど多様な資料を収集、提供するなどハイブリッド図書館※を目指します。
- 図書館の魅力やイベントの情報を発信します。

#### 【具体的取組（例）】

- ◆各分野の入門書から専門書にいたる広範囲の資料提供
- ◆利用者数、利用者層等を考慮した資料の提供
- ◆本の寿命や劣化等を考慮した適切な更新
- ◆読書通帳機を設置し、読書通帳の提供
- ◆電子書籍、CDやDVDなどの録音資料、映像資料の充実
- ◆電子書籍2,000タイトル以上を維持しながらのコンテンツ提供
- ◆図書館ホームページの充実やSNSの活用

※ハイブリッド図書館 → 書籍や雑誌などのリアルな“紙”の図書館と、電子図書館の機能を混在させた図書館の呼称。

## 様々な世代に向けた出会い・交流の場を創出

### ①乳幼児とその保護者へのサービス

- 乳幼児と保護者が本の世界や読書の楽しみにふれる場を提供します。
- 読み聞かせの実施や、保護者からの読書相談等に積極的に対応します。

#### 【具体的取組（例）】

- ◆発達段階を考慮したおはなし会の実施や「長与町の乳幼児に読み聞かせたい本100冊」等のおすすめリストの提供
- ◆絵本、布絵本、大型絵本、しかけ絵本、紙芝居等を含む多様で魅力的な資料の提供
- ◆選書や読み聞かせ等本に関する学習会や相談会の開催
- ◆ブックスタート事業における読み聞かせや親子での図書館利用の啓発
- ◆幼稚園、保育園等でのおはなし会の実施や館内行事への招待

### ②児童生徒・青少年へのサービス

- 「長与町子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進します。
- 学校図書館支援連絡協議会等での情報交換をもとに、小中学校と連携・協力し、学校図書館を支援します。
- 児童生徒を対象にした行事の実施や、団体貸出及び図書館見学や職場体験の受入等を通して学校と連携します。
- 児童生徒、青少年用図書及び関連する資料や情報を整備、提供します。
- 青少年に向けて、興味関心や知的好奇心を抱く多様な資料の収集・提供に努めます。

### 【具体的取組（例）】

- ◆「長与町の子どもたちに読んでほしい200冊の本（改訂版）」の作成と提供
- ◆ブックトーク※、ビブリオバトル※等によるおすすめの本の紹介
- ◆科学実験や作品制作等の体験型講座の開催
- ◆「図書館バックヤードツアー」等の実施
- ◆図書館の仕事体験（小学校）、職場体験（中学校）、インターンシップ（高校）の受入
- ◆調べ学習支援セット（学習内容にそった図書を集めたもの）の提供
- ◆ライトノベルやファッション等、ティーンズ向けの資料の収集及びキャリア教育や生き方、国際社会の理解等に関わる資料の充実と提供

※ブックトーク→あるテーマに沿って何冊かの本を紹介し、子どもたちに紹介した本や読書への興味を持たせる方法。

※ビブリオバトル→出場者一人一人がお気に入りの本を持ち寄り、その本の魅力などを紹介する書評合戦。

### ③成人へのサービス

- 日本や世界の社会情勢、趣味や娯楽、知識の習得、調査研究等に係る資料を収集、整備します。
- ワークライフバランスの実現・充実に向けた資料の提示や講習会等学ぶ機会を提供します。

### 【具体的取組（例）】

- ◆日々の暮らしの中にある身近な事柄や、趣味や娯楽等に関わる資料の収集と提供
- ◆世界や日本の未来を考える資料や時事問題等を考えるコーナーの設置
- ◆趣味や資格取得、自己啓発等に関する特設コーナーの設置や講座の開催

### ④高齢者へのサービス

- 安全に配慮し、安心して利用・滞在できる場を提供します。
- 読書を通じて、仲間づくりや新しい趣味との出会いなど、「人と人」、「人と本」との出会いを提供します。
- 健康や趣味に関する本、時代小説など要望の多い図書を充実

させます。

【具体的取組（例）】

- ◆ 図書館利用の際の介助
- ◆ 読書会や各種講座、行政と連携した認知症カフェ等の開催
- ◆ 図書館ボランティアとして、図書館を通じた社会参画機会の提供
- ◆ 大活字本や録音資料の充実及び高齢者施設への団体貸出の実施

⑤ 障害者へのサービス

○ 「読書バリアフリー法<sup>\*</sup>」に基づき、すべての方が安全かつ安心して気軽に利用できる場を提供します。

○ 利用者のニーズに応じて、様々な資料や学習の場を提供します。

【具体的取組（例）】

- ◆ 図書館利用の際の介助や、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保及び図書館資料の代読
- ◆ 「障害に係る内容」「共に生きる社会の実現へ向けた内容」等の特設コーナーの設置と啓発
- ◆ サピエ図書館<sup>\*</sup>に登録し、D A I S Y<sup>\*</sup>や点字、電子書籍などをパソコンやスマートフォンで読んだり聴いたりする場の提供
- ◆ 大活字本、録音資料、点字資料等を整備、提供
- ◆ 字幕入り映像資料の収集や拡大読書器等の整備
- ◆ 視覚障害者に対する朗読CDの郵送

※ 読書バリアフリー法 → 障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律。

※ サピエ図書館 → 視覚障害者や目で文字を読むことが困難な方に対して、様々な情報を点字、音声データなどで提供するネットワーク。

※ D A I S Y → 「アクセシブルな情報システム」の略。通常の本を使用するのが困難な人や視覚障害者のためのデジタル録音図書の国際標準規格。

## ⑥ 外国人へのサービス

○ 様々な言語や文化に対応し、相互理解を深めるため、外国語資料や各国の事情に関する資料を収集、整備、提供します。

○ 外国人が利用しやすい環境を提供します。

### 【具体的取組（例）】

- ◆ 外国語（英語等）の小説、絵本等の収集・提供
- ◆ 外国語（英語等）によるおはなし会の開催
- ◆ 外国語（英語・中国語・韓国語）による館内表示や図書館利用案内書等の作成

## ⑦ 来館が困難な方へのサービス

○ 来館しなくても、資料を借りることができるように、利便性を向上します。

○ 行政と連携し、交通弱者が来館できるように交通事業者との環境整備に努めます。

○ 「ながよ電子図書館」の利用啓発に努め、デジタルコンテンツの充実を図ります。

### 【具体的取組（例）】

- ◆ 自動車文庫「ほほえみ号」での貸出
- ◆ 宅配サービスでの貸出
- ◆ 長崎県立長崎図書館が実施している「障害者ふれあいブックメールサービス」や「視覚障害者等サービス」の周知及び啓発
- ◆ 「ながよ電子図書館」の案内掲示や広報、カウンターでの周知徹底等による利用者の登録及び利用促進
- ◆ 電子書籍2,000タイトル以上の維持と提供

## (2) つながる

### 誰もが集い、やすらぎ、楽しむ場の創出

#### ①ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>の視点に立った対応

○高齢者や障害者、妊婦、乳幼児とその保護者等、様々な利用者に配慮し、誰もが安心して利用できる環境を整備します。

#### 【具体的取組（例）】

- ◆館内全体的見通しに配慮した書架の配置や、車椅子での閲覧に対応した低層の書架による資料提供
- ◆授乳室や子ども用トイレ、バリアフリー<sup>\*</sup>トイレの設置
- ◆図書用カートや車椅子、ベビーカーの提供
- ◆筆談ボードやコミュニケーション支援ボードを介した案内

※ユニバーサルデザイン→障害の程度・年齢・性別・国籍等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように施設を設計（デザイン）すること。

※バリアフリー→多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくすこと。図書館は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化な促進に関する法律（バリアフリー法）」の対象となる建築物。

### 世代を超えた交流の場を創出し、新たなつながりを生み出す

#### ①交流の場の創出

○図書館に集う人たちが、様々な課題を話し合ったり、情報を交換したりするなど、交流の場を創り出します。

#### 【具体的取組（例）】

- ◆長与の未来を考える中高生の集いや大学生の集い等の開催
- ◆子育てに関わる情報を交換する場や必要な資料の提供
- ◆シニア世代が、様々な年代に経験や技能を披露したり伝えたりする場の提供
- ◆自主的活動や各種団体の活動（発表会・講演会等）が、気軽にできる場の提供
- ◆各世代と楽しむことができる囲碁、将棋やボードゲーム等の提供



### (3) 学びあう

#### 創造と課題解決に向けた資料や情報の提供

##### ① 町民の生活や仕事に関する課題解決の支援

- 仕事に関する資料及び情報（就職・転職、起業、職業能力開発など）を整備、提供します。
- 子育て、教育、健康・医療、法律等に関する資料及び情報を整備、提供します。

##### 【具体的取組（例）】

- ◆ ビジネス書の充実と資料や情報等をまとめたビジネスコーナーの設置
- ◆ 行政や起業家と連携し、起業、経営等に関する講座、相談会の開催
- ◆ 行政と連携した子育て、教育、健康等に係る講座や相談会の開催
- ◆ 健康等に関わる資料や健康測定器を配置した健康コーナーの設置

##### ② 多様な学習機会の提供

- 本を介して、世代を超えた交流を楽しむことができる環境を提供します。
- テーマを決めた資料の展示や学習会、講演会等を開催したり場を提供します。

##### 【具体的取組（例）】

- ◆ 読書会、お気に入り本の紹介など、対話型のイベントの開催
- ◆ 長与の歴史や長与三彩に関わる史跡見学会や講座の開催
- ◆ ミカン、オリーブ等名産品の展示やレシピの収集、提供
- ◆ 自主的学習団体への場の提供
- ◆ 図書館利用者友の会各団体の活動紹介と参加案内

### ③ レファレンスサービス、レフェラルサービスの充実

- 利用者の課題解決に向けた相談に対して、適切な資料や情報を速やかに提供します。

#### 【具体的取組（例）】

- ◆ レファレンスサービス、レフェラルサービスに精通した職員による専用カウンターでの相談受付
- ◆ 国立国会図書館が全国の図書館等と共同で構築している「レファレンス協働データベース」の活用による、あらゆる相談へ対応
- ◆ 迅速かつ適切なレファレンスサービス及びレフェラルサービスができるよう、情報交換や研修等による職員のスキルアップ
- ◆ 相談者自身が情報を取得したり、調査・研究の仕方を学んだり、情報活用能力を身につけたりすることができる講座等の開催

### ④ 地域の課題解決に関する支援

- 町の行政各部署と連携し、政策決定や行政事務の遂行、改善等に関する資料及び情報を収集、提供します。

- 地場産業の振興に役立つ資料や情報を収集、提供します。

#### 【具体的取組（例）】

- ◆ 議会だより等、町政に関わる資料を収集した議会コーナーの設置や議会中継の放送
- ◆ 地元で活躍する実業家による「中高生のためのキャリア講座」の開催
- ◆ 行政や関係団体と連携し、地元生産者の生産物や事業所の品物を売買する土曜日・日曜市の開催と場の提供
- ◆ 各種団体と連携したイベントの開催

## 創造と課題解決に向けて共に学ぶ場の創出

### ① 学習スペースの確保

○ 静と動を意識し、多様化する利用者の学習スタイルやニーズに  
　　にんえられるよう学習環境を整備します。

#### 【具体的取組（例）】

- ◆ サイレントスペースとしての個人学習の場の提供
- ◆ グループ学習やディスカッションが可能な場の提供

## 3. 蔵書管理

### (1) 開架冊数、蔵書構成

長与町新図書館基本構想の22ページ表-IIのとおり、長与町の推計人口と同等規模の人口を有する全国の町立図書館（10館）の平均延床面積は2,045㎡、平均蔵書数は16万5千冊となっています。

基本構想では、19万冊を目安としていましたが、後述（51ページ）している新図書館の延床面積約1,660㎡や配架する高さ等を考慮し、蔵書数を15万冊と想定、内訳として開架冊数約12万冊、閉架冊数約3万冊とします。

次に、現図書館における蔵書の割合を参考に、一般書を6割、児童書を4割とし、蔵書数に対する内訳を次のとおりとします。

蔵書数 (万冊)	開架冊数 (万冊)	開架内訳		閉架冊数 (万冊)
		一般書 (万冊)	児童書 (万冊)	
15.0	12.0	7.2	4.8	3.0

- ・ 一般書 = 開架 × 60%
- ・ 児童書 = 開架 × 40%

電子図書館のコンテンツ数については、利用者ニーズを調査研究し、対象を絞った購入を行うと同時に、不足する蔵書数を補う意味でも2,000タイトルを下回らないように維持する必要が

あります。

なお、資料にあっては、図書、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD・DVD等）、電子資料（CD-ROM・電子書籍等ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）、ファイル資料、パンフレット、町の独自資料、その他図書以外の資料等、町民のニーズに対応できるよう多様な資料を対象とします。

また、蔵書にICタグを貼付け、自動貸出機・返却機を設置し、利用者の利便性を向上させます。さらに、セキュリティゲートを設置し、自動貸出機と連携したシステムにより、館内蔵書の管理を強化します。

## （２）図書の新鮮度と適正な資料費の継続的な確保

図書館は、多種多様な資料が質・量ともに充実して、整備されていることが最も大切です。そのため、長与町図書館の廃棄規程や利用頻度、書籍の重要性・価値等を考慮しながら蔵書の新鮮度を維持しなければなりません。

郷土資料等特別なものを除けば、図書館のほとんどの資料は古くなれば使われなくなります。長与町図書館では、除籍の目安を基本的図書は約10年、通俗書は約5年を経過したものとしています。

仮に本の寿命を10年とすると、10年分の年間購入冊数で図書館の本が入れ替わらなければならないこととなります。15万冊の蔵書数であれば、その1/10に当たる15,000冊を1年間に購入し、同じだけ除籍または書庫保存に移すことが望ましいです。

平成25年（2013年）に実施した町民アンケートに「図書館の本は古い」という意見が数多くありました。現在の図書館では、令和3年度の年間購入冊数が2,295冊で蔵書数は約75,000冊です。これでは蔵書が入れ替わるまでに約32年かかる計算となり、蔵書新鮮度を保てません。

教育の町にふさわしい図書館運営として、構想で示した新図書館開館時の目標蔵書数10万冊から開館後の目標蔵書数15万冊に到達するよう、必要かつ適正な資料費が継続的に供給されることが必要です。

また、蔵書は、図書流通の専門業者や書店から購入することが一般的ですが、良質な古本などを利用することも考えられ、同一予算で多くの蔵書を揃えることが可能となります。大型古本店では、法人向けの販売も行っていることから、実現に向けて検討します。

### (3) 貸出冊数と貸出期間

多くの図書館では、貸出冊数は一人あたり5～10冊、貸出期間を2週間としています。当館では、貸出点数及び貸出期間は次表のとおりです。令和元年に冊数・期間ともに見直して現在に至っており、利用者には好評を得ています。そのことから考えて、新図書館でも現状を継続していきます。

個人貸出		団体貸出	
図書と視聴覚資料を合わせて25点以内		図書50冊以内	
資料	期間	資料	期間
図書20冊 (うち、雑誌5冊以内)	15日間	図書50冊 以内	原則1か月
CD3点以内			
ビデオ・DVD2点以内			

令和3年度実績として、貸出点数は222,375点(本館個人貸出178,258点、本館団体貸出40,642点、ほほえみ号個人貸出2,185点、ほほえみ号団体貸出1,290点)でした。

今後も、貸出冊数や期間については、利用者の要望や利用状況の推移等を見守りながら検討していきます。

#### (4) 郷土資料、原爆被爆資料等の収集、保存、発信

長与町の歴史や町の行政資料、議会資料等を総合的に収集・保存し、発信できるように整備することは、町立図書館の大事な使命です。

資料収集のシステムを確立させ、長期的な視野で資料構築を継続していくことが必要であり、貴重な紙媒体資料の劣化による損傷に備え電子化を進めていく必要もあります。現在、電子化した資料は、「ながよ電子図書館」で随時発信しています。

伝統芸能等の無形文化財についても、「郷土芸能大会」などの行事と連携を図りながら資料・映像などの蓄積に努め、地域文化に親しむ機会を充実させることが重要となります。

また、長与町の一部は原爆被爆地でもあり、原爆被爆世界最後の地となることを願い、被爆の実相と平和の大切さを継承する資料を収集・保存・提供します。他にも、1時間の降水量187mmという日本の歴代最高雨量を計測した本町の長崎大水害における資料を収集・保存・提供します。

このように郷土資料等を収集、保存、発信することで、ふるさとを学ぶ機会の提供と郷土愛の育成を図ります。

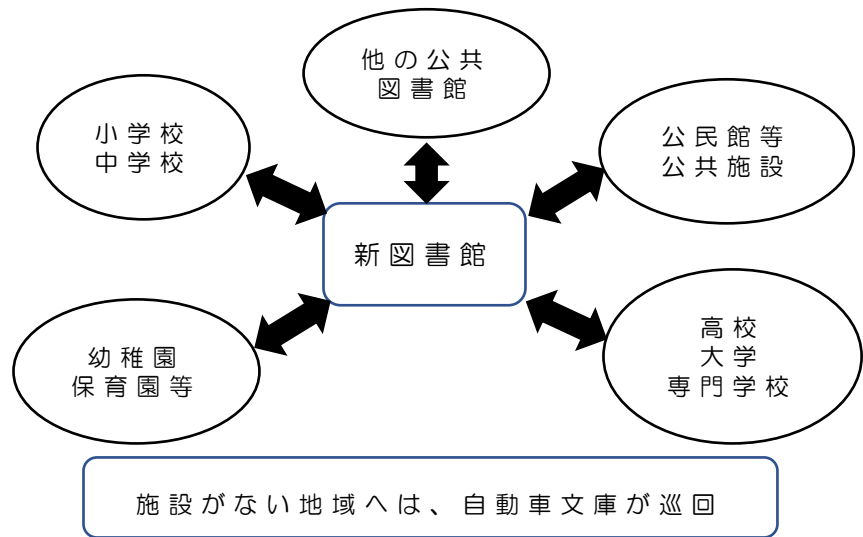
## 4. ネットワーク

### (1) 町内施設とのネットワーク化

新図書館を整備するにあたり、新図書館を中核とし、公民館図書室や自動車文庫巡回サービスで町内全域をカバーする図書館ネットワークサービスを構築する必要があります。

そして、各施設を結び、本の運搬を伴う貸出・返却ができるネットワークの整備と、利用に関する広報活動を積極的に行っていく必要があります。

また、新しい図書館システムにおいて、図書館と学校図書館・公民館図書室の利用者カードを統一することができれば、利用者の利便性の向上が図られます。



他にも、本の修繕ボランティアや読み聞かせボランティアが、図書館だけでなく学校でも活躍できるネットワークを構築する必要があります。

## (2) 自動車文庫（ほほえみ号）でのサービス

現在、図書館職員が輪番で担当していますが、利用者の要望や利用状況を確実に運営に反映させ、また巡回範囲を拡大させていくためには、複数の職員を配置するとともに担当を固定化することも検討する必要があります。あらゆる体制が整えば、寝たきりで在宅療養されている方などへの宅配も実現できるのではないかと考えます。

また、巡回サービスを楽しみにしておられる利用者のために、専用の予算を確保し、鮮度の高い本(新刊や人気のある本など)も届けられるようにしていく必要があります。

他にも、定期的な巡回とは別に、機動性をいかし、イベントや商業施設で自動車文庫を設置しアピールすることで、図書館利用者の獲得に繋げていかなければなりません。

## 5. ボランティア

### (1) 図書館ボランティア

ボランティア活動といえば、施設・職員では十分にできないところを、無償で手伝っていただくということが一般的な認識ですが、ある図書館のボランティア団体は、年会費を徴収し活動費に充てながら、図書館職員と対等な関係性の中で図書館運営に関わっています。また、別の図書館では、各人の得意とする技術や能力を發揮し、植栽の剪定や子どもの遊具づくりなどを行っている所もあります。

このように、図書館におけるボランティア活動は、図書館サービスの充実に資するものであると同時に、住民にとっては自己の活動の成果を發揮する場でもあります。多様なボランティア活動の機会や場を設定することが、ボランティアとの協働の姿と考えます。

現在、図書館では、ボランティア登録をされている方が、図書館からの依頼に応じて適宜活動しております。

今後は、図書館での各種事業やイベントにおける企画立案に参加し、実際の場面においてもそれぞれの得意分野をいかしながら図書館と協働することも考えられます。

図書館を地域の拠点として、そのような地域活性化を図っていくための組織づくりが必要です。

### (2) 長与町図書館利用者友の会

自主的な活動の充実と図書館の活動に協力・支援することを目的として設立されている「長与町図書館利用者友の会」には、現在10団体が登録され、各団体の活動方針のもと充実した活動が行われています。

また、「図書館まつり」の実行委員会を組織し、図書館と協力しながら運営に携わっています。



今後、活動がさらに充実・発展していくよう、支援や連携・協働していくことが大切になると考えられます。

## 6. 賑わいのあるまちづくり

### (1) 地場産業、商業との連携

新図書館建設予定地は北陽台一丁目であり、長与町役場や長与小学校などの公共施設及び教育施設が位置する町の中心部に位置しています。また、近隣には大型商業施設や医療機関が新設され、賑わいを見せています。その反面、商店街には空き店舗が目立っており、まちの活気と賑わいを取り戻す必要があります。

新図書館はまちづくりの拠点として、まちの活性化に寄与する施設となることが求められます。図書館が保有するビジネス書や経営に役立つ資料など様々な情報を提供することにより、既存地場産業の振興、空き店舗を活用した「チャレンジショップ」など、新たな産業・雇用創出を支えることができます。また、町内の飲食店情報を掲載したパンフレットなどを配置したり、地場産業や観光スポットの情報を発信したりすることで、新図書館への新たな人の流れをまちなかへと広げていき、まち全体の活性化を図る必要があります。

新図書館は、生活環境をより一層向上させ、興味を持つだけでなく移住したくなるまち、ずっと住み続けたいまちづくりに寄与することが重要です。

### (2) 利用者増に向けての創意工夫

新図書館は、幅広い分野の豊富な図書資料を備え、各年代に合わせたサービスをより充実させることにより、利用者のニーズに応え、子どもから高齢者まで生涯学習の拠点となることを目指します。

また、健康センターとの複合施設となることから、健康診断等

による来館者が新たな図書館利用者となることが期待されます。これまでのおはなし会、館内展示といった企画やイベントをより充実させ、利用者増に努めます。

さらには、行政だけではなく、町民、各種団体、学校、民間企業との協働により、新たな講演会や大型イベントの開催を企画し、町内のみならず町外からの人の流れを生み出し、新たな賑わいと交流の場を提供します。

## 7. 施設基本方針・規模

### (1) 施設の基本方針

#### ① 利用者の安心・安全に考慮した施設づくり

様々な人たちが利用する施設であり、安全性の確保に十分配慮し、利用者が安心して過ごせることが重要です。具体的には、次のことに配慮する必要があります。

- 人の目が届き、死角のできにくい空間づくりを行う。
- 空間と動線に基づいたセキュリティ機能の整備を図る。
- 災害時、誰もが分かりやすく、動きやすい避難誘導線を確保する。

#### ② 滞在型・課題解決型図書館を考慮した施設づくり

図書の貸出や閲覧だけでなく、読書、調査、課題解決、交流など多様な利用の仕方に対応しなければなりません。そのために、次のことに配慮する必要があります。

- 自宅や職場、学校でもない第三の居場所（サードプレイス）として、長時間の利用を可能とする快適感・安心感を抱かせる空間づくりを行う。
- じっくり調査活動ができる閲覧室の充実、落ち着いて過ごすことができる場を確保する。

### ③ 自然環境に配慮した施設づくり

新図書館は、自然環境に配慮し、再生可能エネルギーの導入などを検討しなければなりません。

- 持続可能な開発目標（SDGs）に掲げられているエネルギーや気候変動等に配慮した施設づくりを行う。
- 書架や壁、使用する材料、材質等に配慮する。

#### (2) 施設に係るゾーニングについて

新図書館が行う様々な取組とそれぞれの関係性について整理し、次のようにゾーニングを進めていくことが大切になります。

- 基本理念のもと、様々な活動を具現化する取組が多方面で実践されつつも、全体として一つの図書館であるという統一感のあるものとする。
- 各部屋やスペースは、各々の役割を果たしながらも、有機的につながる配置とする。
- 静かで落ち着いた中で読書や学び、調査等ができる「静」の部分と、ある程度声を出して話したり、触れ合ったりすることができる「動」の部分を区分けし、段階的につながるよう配置する。
- 各部屋やスペースでの取組は、それぞれ連携を図り、兼用・併用するなど、限られた空間を有効に活用できるよう配置する。
- エントランス付近に、「情報発信」や「交流」の場を配置し、賑わいや様々な利用を実現できるようにする。
- カウンターは、施設全体を把握でき、管理運営がしやすい位置とする。

### (3) ユニバーサルデザインに基づく環境の提供

新図書館の空間づくりや環境整備にあたっては、ユニバーサルデザインやバリアフリーに係る合理的配慮<sup>\*</sup>を基本に据え、誰もが図書館サービスを支障なく利用できるよう、次のように空間や環境を整備する必要があります。

※合理的配慮 → 障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。

#### 【館外環境】

- 駐車スペースは誰もがゆったりと利用できるよう、通常より少し広めにする。施設の出入口近くには、障害者等専用駐車スペースを複数設置する。
- 障害者等専用駐車スペースには玄関ポーチを設置し、雨天時の来館を容易にする。また、雨や雪の日でも、利用者が移動しやすいよう庇や屋根の連続性に配慮する。
- 点字ブロック（誘導ブロック・警告ブロック）を設置する。

#### 【館内環境】

- 見通しのよい空間と分かりやすく連続性のある移動経路となるようにする。
- カウンターの高さは、業務内容に応じて、座位・立位のもの併設するとともに、車椅子閲覧席を配置し、利用しやすいよう配慮する。
- 多様な人々が利用しやすいように、バリアフリースイレ及び子ども用トイレ等を設置する。
- 均斉度<sup>\*</sup>が高く、目が疲れにくい光環境とする。

※均斉度 → 照明の明るさのムラを示す指標（高いとムラが少ない）。

#### (4) サインの導入

サインは、館内外の施設・設備の案内など、次表のような5種類のものがありますが、いずれも、見やすく、分かりやすいという独立性・識別性が高いだけでなく、全体としての統一感があり、連続性を持たせる必要があります。

サインを設置するにあたり、効果的な箇所や高さ、表示全体の大きさ、文字の大きさ等、さまざまな検討すべき要素がありますが、利用者の動線や視線の動き等を十分踏まえた上で、設計段階から計画しておくことが大切です。

サインの種類	役割や内容など
案内サイン	全館または各階の全容を示し、各部の位置関係を示す。
誘導サイン	目的・必要とする施設や事物への方向を示す。
識別サイン	事物の名称や階数・場所等を示し、他と識別させる。
指示サイン	禁止・規制、避難・誘導に関する内容を示す。
説明サイン	利用に関する説明、操作方法等を示す。

#### (5) フロアコンセプト※

新図書館の各スペースは、それぞれの目的に合った多様な機能が必要とされます。その配置は、利用者にわかりやすく、それぞれの機能が結びつくように配慮しなければなりません。

※フロアコンセプト→各部屋の考え方

##### ① 図書館エントランス

町民の交流の場として、明るく開放的で、誰もが気軽に訪れ、憩い、なごみ、心安まる空間づくりを行います。

また、ミックンファミリーの活用など遊び心のある長与町らしいエントランスとします。

さらに、館内の全体像が把握できるような案内表示や情報掲示板を設置します。

## ② 一般開架スペース

天井が高く開放的で、木の香りが漂うスペースとし、静かで落ち着いた雰囲気の間を指します。

また、ユニバーサルデザインの視点に立ち、車椅子が通れるスペースや本棚の高さを考慮するなど、すべての利用者が、安全に、かつ安心して利用できるよう整備しなければなりません。

さらに、本棚の隣に座ることができるスペースや温かみのある照明を設置するなど居心地のよい場づくりが必要です。

## ③ 児童開架スペース

乳幼児と児童の活動範囲や動きの速さが違うため、安全性を考慮した閲覧スペースを確保し、子どもたちが親しみやすい色調やデザインの家具を配置します。

おはなし会のスペースは、子どもたちが靴を脱いで座ることができるように整備します。また、保安上防音ガラス等で外からも中が見えるように配慮する必要があります。

さらに、おはなし会を実施していないときは、一般開放し、誰もが利用できるようにする工夫も必要です。

その他、児童開架スペースに幼児トイレや授乳室を設け、子育て世代が利用しやすいスペースにします。

## ④ 視聴覚スペース

DVD等を館内視聴できるように、間仕切りスペースにプレイヤーやディスプレイ、ヘッドホンを設置します。また、視聴覚スペース以外でも視聴できるようにポータブルプレイヤーの館内貸出も検討する必要があります。

その他、利用者のインターネット検索用のパソコンやフリーW

i - F i、電源、U S Bポートを設置する必要があります。

### ⑤ 閲覧室

本を閲覧したり、また勉強したりできる静かなスペースとします。複数人が座ることができるテーブル席や、仕切り板を設置した個人用の席などを設置します。また、フリーW i - F i、電源、U S Bポートを設置する必要があります。

閲覧室以外でも、開架スペースの窓際に自然光を利用した明るい閲覧席も必要です。

### ⑥ グループ学習室

教え合いや話し合いを行ったり、学習の成果を発表したりできるスペースとします。その際、防音ガラスを導入するとともに、防犯の観点から、部屋の外からも活動の様子が見える工夫が必要です。また、パソコンを利用できるように、フリーW i - F i、電源、U S Bポートを設置する必要があります。

### ⑦ ボランティアルーム

新図書館では、長与町図書館利用者友の会やボランティアとの協働も大切です。複数団体が同時に利用できるように、仕切ることができるスペースにする必要があります。

他にも、ボランティアが活動しやすいように、ロッカーや手洗い場などが必要です。

### ⑧ トイレ・授乳室・幼児トイレ

誰もが利用しやすいトイレにするため、バリアフリートイレを設置します。

また、授乳室と幼児トイレは、児童開架スペース内に設置する必要があります。特に、授乳室は、同時に複数人使えるような整備が必要です。

## ⑨ 閉架スペース・作業室・倉庫・更衣室・職員休憩室

3万冊程度の閉架スペースを確保すると同時に、作業室・倉庫・更衣室・職員休憩室を設置し、職員の働きやすい環境を作ることが必要です。

## ⑩ 事務室

スペースに余裕のある事務室とし、職員の働きやすい環境作りが必要です。

## ⑪ その他必要なスペース

その他のスペースとして、次のようなスペースの設置も検討しなければなりません。

- 会議室
- カフェ、飲食できるスペース、または憩いの場
- 世代を超えた交流の場（将棋や昔遊びなど）
- 防音室
- 室内プレイルーム
- 発表会で使えるホール
- 長与の文化財等の展示スペース
- 屋上（公園、眺望、菜園など）

## （6）必要スペースと延床面積

新図書館は、これまで述べてきた基本方針やフロアコンセプトを基に各スペースを整備する必要があります。

各スペースの面積は次表を目安とし、延床面積については現図書館と同等規模の面積を想定します。



スペース名	面積	備考
① 図書館エントランス	約 90 m <sup>2</sup>	
② 一般開架スペース	約 700 m <sup>2</sup>	開架冊数は 7.2 万冊とする。
③ 児童開架スペース	約 300 m <sup>2</sup>	おはなし会スペースを含む。 開架冊数は 4.8 万冊とする。
④ 視聴覚スペース	約 40 m <sup>2</sup>	
⑤ 閲覧室	約 80 m <sup>2</sup>	
⑥ グループ学習室	約 50 m <sup>2</sup>	
⑦ ボランティアルーム	約 40 m <sup>2</sup>	
⑧ トイレ・授乳室・幼児トイレ	約 100 m <sup>2</sup>	
⑨ 閉架スペース・作業室・倉庫・更衣室・職員休憩室	約 190 m <sup>2</sup>	閉架冊数は 3 万冊とする。
⑩ 事務室	約 70 m <sup>2</sup>	
図書館合計	約 1,660 m <sup>2</sup>	

その他、健康センターとの複合施設内には、共用スペースとして誰もが憩える「カフェ」や「飲食スペース」、雨天時でも子どもたちが遊ぶことができる「室内プレイルーム」、そして、期間を設け様々な展示ができる「郷土資料等展示スペース」や「会議室」、または「防音機能を備えた多目的室」等の設置も検討しなければなりません。

参考に現図書館の面積を次表に示します。

1 階 537.41 m <sup>2</sup>	開架室	279.52 m <sup>2</sup>
	受付カウンター	36.57 m <sup>2</sup>
	インターネット・拡大器スペース	13.33 m <sup>2</sup>
	風除室・ロビー	62.73 m <sup>2</sup>
	書庫（閉架）	11.60 m <sup>2</sup>
	事務室・湯沸かし場・階段・廊下・トイレ	133.66 m <sup>2</sup>
2 階 635.42 m <sup>2</sup>	閲覧室	119.04 m <sup>2</sup>
	和室	51.15 m <sup>2</sup>
	飲食スペース	35.00 m <sup>2</sup>
	視聴コーナー	30.80 m <sup>2</sup>
	会議室	39.55 m <sup>2</sup>
	ボランティア室	13.11 m <sup>2</sup>
	作業室・倉庫・階段・廊下・トイレ	346.77 m <sup>2</sup>
3 階 493.48 m <sup>2</sup>	ホール	120.65 m <sup>2</sup>
	会議室	46.55 m <sup>2</sup>
	資料室	65.45 m <sup>2</sup>
	作業室・倉庫・階段・廊下・トイレ	260.83 m <sup>2</sup>

合計床面積 1,666.31 m<sup>2</sup>

次に、主なスペースの対比を示します。現在の図書館と同等規模の延床面積を想定しますが、開架スペースなど、利用者が使うスペースは現在の図書館より広く整備する必要があります。

現図書館		→	新図書館	
スペース名	面積		スペース名	面積
ロビー、風除室	62.73 m <sup>2</sup>		図書館エントランス	約 90 m <sup>2</sup>
開架室、インターネット・拡大器スペース、受付カウンター	329.42 m <sup>2</sup>		開架スペース	約 1,000 m <sup>2</sup>
視聴コーナー	30.80 m <sup>2</sup>		視聴覚スペース	約 40 m <sup>2</sup>
閲覧室	119.04 m <sup>2</sup>		閲覧室・グループ学習室	約 130 m <sup>2</sup>
ボランティア室	13.11 m <sup>2</sup>		ボランティアルーム	約 40 m <sup>2</sup>

## (7) 自然環境への配慮

地球温暖化防止のため、自然環境へ配慮した持続可能な社会及び循環型社会※を目指さなければなりません。新図書館は、資源の有効利用、温室効果ガス削減、自然エネルギーの活用と再生可能エネルギーの導入で、自然環境を汚染・破壊しない社会の形成と、有限である資源の効率的かつ循環的な利用に貢献しなければなりません。

そのため、太陽光発電と蓄電池の設置、人感センサーの設置、LED照明の利用及び省電力型と節水型機器の設置など、再生可能エネルギーや省エネルギー機器を導入する必要があります。

さらに、外壁などに断熱ペイントを塗布し、窓ガラスを複層ガラスや熱線反射ガラスにするなど、断熱効率を向上させる必要があります。

また、自然光を多く取り入れる場合は、書籍への影響を考慮して実施する必要があります。周囲の植栽などで輻射熱※を抑制し、外構※では木陰の場所を多くするなどが考えられます。

※循環型社会 → 製品等が廃棄物等になることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることによる、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」。

※輻射熱 → 遠赤外線などの熱線によって伝わる熱のこと。太陽や機械、たき火等から放出される熱は輻射熱になる。

※外構 → 建物の外に置いたり、設置したりするものの総称。

## 8. 管理運営

### (1) 職員体制・開館時間

図書館には、貸出・返却、資料収集、レファレンス、読み聞かせ等、多種多様な業務があります。図書館サービスの要である職員としては、図書館学の教育を受け、経験を積んだ図書館長の下、住民の役に立つ資料群の構築に努め、町民が必要とする資料や情報を迅速・的確に提供することのできる専門的知識と技能を備えた司書及び司書補助員が必要です。基本構想内で示したとおり、将来人口の推計値から求められる職員数は16人となり、町民サービスに必要な人員の確保とシステムの導入は必須であると考えます。しかしながら、人件費の増大は、維持管理費の増に直結し、資料費等に大きな影響が生じてきます。貸出及び返却については、自動貸出機や自動返却機の導入によりできる限り無人化を進め、その他の面でも可能な限り効率化を図っていく必要があります。

その上で、計画にある業務を遂行していくためには職員の質を高める研修等の制度、年度ごとの目標をPDCAサイクル※によって進めていく仕組み作りが求められます。

また、現図書館の開館時間は10時から18時、休館日は毎週月曜日、祝日、お盆、年末年始、図書館整理日、蔵書整理期間となっていますが、生活スタイルの多様化により、開館時間の延長や開館日の増加も検討する必要があります。

※PDCAサイクル → P l a n (計画)、D o (実行)、C h e c k (測定・評価)、A c t i o n (対策・改善)のサイクルを繰り返し行うことで、継続的な業務の改善を促す技法。

## 9. 施設整備

### (1) 憩いの場の創設

新図書館が従来の静かに読書ができる・学ぶという機能に加え、誰もが集い、やすらぎ、楽しむ「滞在型」の図書館として、居心地の良い空間や、親子連れで楽しめるような空間を設置することで、長時間の利用が可能となります。

新図書館には、カフェの併設を希望する声が多く、これは多くの自治体の図書館に、カフェが併設され憩いの場となっていることに起因していると思われます。そのため、複合施設内にカフェなどの憩いの場の併設を検討する必要があります。

また、町内に気軽に立ち寄れる場所が少ないとの声も聞くことから、図書館内には十分な閲覧席を確保し、複合施設内にはフリーWi-Fi環境が整ったコワーキングスペースや、室内プレイルームを併設することで、自分の仕事をしたり、親子で絵本を読んだり、遊具で楽しむことなどができるようになります。

### (2) 複合施設としての運営体制の確立

図書館の運営体制については既に述べたとおりですが、複合施設としての管理運営方法の確立が必要です。

複合施設は公設公営で運営することから、健康センターとの共用部分の管理運営については、維持管理費の抑制に努めながらも新技術の導入を検討し、ライフスタイルや社会情勢の変化に対応した効果的・効率的な施設運営が求められます。

維持管理費は、町の予算においては経常的に計上されることから、新図書館を適正に運営し、町民が円滑に利用できるように維持していかなければなりません。

町民サービスの質を落とすことなく、経費縮減・経費削減を図りながら効率的な運営を行う工夫が求められます。維持管理については、地方自治法第2条にも記載されている「最小の経費で最

大の効果を上げる」工夫が特に必要です。

### (3) 災害時の避難所

昭和57年(1982年)の長崎大水害や平成23年(2011年)の東日本大震災など、大規模災害はもとより、近年の異常気象による、各種災害時の避難場所となる役割が、新図書館には求められます。

また、新図書館は、循環型社会の構築もさることながら、太陽光の活用や雨水の利用などを考え、災害時の危機管理対応機能を併せ持つ施設とする必要があります。

隣接している大型商業施設や医療機関とも連携・協力を図るとともに、ある程度の毛布や飲料水を備蓄しておくことも必要です。

建設予定地は、切土で地盤もしっかりしており、小高い場所であることから、浸水や崖崩れの心配は少ないと考えられます。町民の生命と財産を守る義務を負う町としては、避難場所としての機能を最大限に発揮できるように、新図書館の設計・運営を考えていかなければなりません。

### (4) 町民の意見を反映したプロポーザル設計業務と住民参画

新図書館は健康センターとの複合施設として整備されますが、設計者の選定については、公募型プロポーザル方式が予定されています。

プロポーザル方式とは、建築設計業務を委託するうえで最も適した設計者を選ぶ方式です。技術力や経験、プロジェクトに臨む体制などを含めたプロポーザル(提案書)の提出を求め、公正に評価して設計者を選びます。

図書館における建築設計は、発注者の企画目的を実現するため、発注者が要求する性能・品質の設計条件をもとに、設計者が創意工夫をもって施設の空間構成などを具現化するものであり、成果

物があらかじめ目に見える形になっているものではなく、設計金額の多寡だけで選定することは適切ではありません。

プロポーザル方式では、複合施設に対する発想・解決方法等の具体的な提案を求め、設計案をつくっていく上で、発注者との共同作業を進める設計者を選定するため、出来上がる建築物の質の高さに重点が置かれています。

また、町民ワークショップやパブリックコメント等により、町民の意見を取り入れた、本基本計画の内容が設計に反映され、「みんなの図書館」として整備されることが重要です。

新図書館情報は、長与町図書館ホームページ「新図書館プロジェクト」で随時公開しています。今後も、広報誌やホームページなどで公開していくとともに、住民参加型の図書館づくりを進める必要があります。

## ○新図書館整備計画検討委員会規則

令和3年3月25日  
教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和38年条例第14号)第2条の規定により、新図書館整備計画検討委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、新図書館の整備に関する次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 新図書館の基本構想及び基本計画の策定に係る提言を行うこと。
- (2) 新図書館の整備に関する重要事項に係る調査、審議等を行うこと。

(組織)

第3条 委員会の委員は、優れた識見を有する者及び一般公募した者のうちから、教育委員会が委嘱する。

2 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長の選任は委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名するものとする。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、その委嘱又は任命に係る所掌事務が終了するまでの間で、教育委員会が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。



新図書館整備計画検討委員会 委員名簿

任期：令和3年7月1日から所掌事務が終了するまで

	役職	氏名	構成	所属	備考
1	委員長	永富 雅徳	町立図書館	前 長与町図書館館長（長与町図書館協議会委員）	
2	副委員長	小袋 朋美	町立図書館	長与町図書館協議会副委員長 （長与町図書館利用者友の会会長）	
3	委員	佐野 浩子	教育委員会	長与町社会教育委員会委員長	
4	委員	田村 俊一	学識経験者	前 基本構想策定事務局	
5	委員	柳田 多聞	学識経験者	長崎県立大学シーボルト校 国際社会学部 国際社会学科 准教授（心理学）	
6	委員	山口 千樹	学識経験者	長崎北陽台高等学校校長 元 長崎県生涯学習課課長	
7	委員	小川 豪志	町立学校	長与町立小・中学校代表（長与第二中校長）	
8	委員	大河 希衣子	乳幼児関係	乳幼児関係代表（長与保育園園長） （長与町図書館協議会委員）	令和4年3月まで
9	委員	近藤 直子	乳幼児関係	乳幼児関係代表（わかば保育園園長）	令和4年4月から
10	委員	江湖 知恵子	障害者団体	長与町身体障害者福祉協会	
11	委員	閻 昭玲	子育て世代	子育て世代代表	
12	委員	富永 君代	利用者団体	長与町図書館利用者友の会副会長 （布絵本の会）	
13	委員	本田 泰子	利用者団体	長与町図書館利用者友の会 （長与子どもの本の会）	
14	委員	黒嶋 玲奈	公募委員	18歳以上で図書館を利用する人・想いがある人	
15	委員	山内 ひろみ	公募委員	18歳以上で図書館を利用する人・想いがある人	

## おわりに

「長与町第10次総合計画」において、「生涯学習のシンボルとしての新しい図書館整備」「身近な学習の場、交流の場を兼ね備えた新たな生涯学習の拠点となる新図書館づくり」が施策として示されました。

それを受けて、新図書館整備計画検討委員会が組織され、新たな図書館づくりに向けた「基本構想」「基本計画」の策定に取りかかりました。

図書館は、現在大きな転換点を迎えていると言われていています。読書や調査活動等に必要な資料を収集・提供するという基本的役割を大切にしながらも、課題解決を支援したり、憩いの場・交流の場を生み出したり、まちづくりや地域振興・活性化の核としての役割を果たしたりするなど多様なニーズに対応することが求められています。

私たちは、新図書館が上記のような機能を有し、新しい可能性を秘めた施設となることを願い、話し合いを進めてまいりました。

とりわけ、図書館づくりの核となる基本理念については、図書館のあるべき姿、過年度作成された基本構想・基本計画、町民の皆様の願い等に思いをめぐらしながら話し合いを重ね、「未来をひらく みんなの図書館 ～出会う つながる 学びあう～」を導き出しました。新たな図書館が、町民一人一人の未来を、町民みんなの未来を、そして長与町の未来をひらく図書館になってほしい、という願いをこめての決定でした。

また、「出会う」「つながる」「学びあう」をキーワードに、様々な取組を行うことで、「長与の魅力を一層向上させ、まちづくりの一翼を担う図書館にしたい」と考え、皆で意見を出し合い策定に至りました。

新しい図書館が、多くの方々に親しまれ利用されていくためには、一人一人が図書館に目を向け、関わり続けていくことが大切になると思います。そうして、未来をひらく図書館を、みんなで創り上げていくことができれば幸いに存じます。

「図書館学の父」と言われるランガナタン博士は、「図書館学の五法則」を提唱され、その五番目で「図書館は成長する有機体である」と述べられています。

新図書館が「長与町のシンボル」として、「生涯学習の拠点」として、「成長する有機体」であり続けることを願ってやみません。

むすびに、基本構想・基本計画の策定にあたり、町民ワークショップやパブリックコメント等において貴重な御意見をいただきました町民の皆様に、心より感謝申し上げます。また、御指導、御支援を賜りました関係者各位に厚くお礼申し上げます。

新図書館整備計画検討委員会  
委員長 永富 雅徳



「長与の図書館はどんな図書館？」

「長与の図書館の魅力は何？」

.....

「長与の図書館はね、未来をひらく、みんなの図書館だよ。」

「あなたの未来をひらく、あなたの図書館だよ。」

.....

「図書館に行くと、素敵な出会いが待っているよ。」

「図書館に行くと、いろんな人とのつながりがうまれるよ。」

「図書館に行くと、あなたの学びが深まるよ、広がるよ。」

.....

「いっしょに行こうよ。」

「今から行ってみようよ。」

.....

